平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない 事由	随意契約によらざ るを得ない場合と した財務大臣通知 上の根拠区分	備	考
	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4- 2	H22.7.22	(財)大阪市博物館協 会 大阪市北区西天満2- 1-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 決阪高地管門で一 等等 代財発掘力ででででは が が が が が が が が が が が が が が が が が	39,448,500	39,448,500	100%		大阪高地簡裁庁舎増築工事に 伴う埋蔵文化財発掘調査業務 について,文化財保護法に選づき大阪府教育委員会と協議 づき大阪府教育委員会と協議 協会を実施機関として指定し ており,本業務についてはは (財)大阪市博物館協会しか契 約の相手方となり得えない。	記1.(2) イ (二)		
名古屋高裁金沢支部・金沢 地簡裁仮庁舎新営等工事第 2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4- 2	H22.8.11	大和リース(株) 大阪市中央区農人橋 2-1-36	会計決令第102条の4第4写 イ でとよいのでは、 本あしり、発言ででして、 本あしり、発音でででして、現前をでででは、 本あしり、発音でででするででして、現前をででです。 本あしり、発音でででするででできる。現にし、 がででするででするでです。 でとよいのでは、 は設めに、 でとよいのでは、 は設めに、 でとよいのでは、 はいのでは、 でとよいのでは、 はいのでは、 でとよいのでは、 でというできる。現にし、 が有るである。 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 でもいり、 はいのでは、 でもいり、 でもいり、 でもいり、 ででもいり、 ででもいり、 ででできる。現にし、 が有るでも、 がれて、 がれ	3,570,000	3,507,000	98%		本件工事は設計変更であり,原契約として管理費により,現場でで発達等でたるのが減を契約履行のの正事に直接関連する契約者に履行中のと履行であるたが有利であるため。	記1.(2) 口		
神戸地家裁豐岡支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局 長 古財英明 大阪市北区西天満2-1- 10	H22.9.1	㈱鴻池組 大阪市北区梅田3-4-5	会計法第29条の3第4項 予イ 東京 102条の4第4号 ・ 東京 102条の3第4項 ・ 東京 1	2,079,000	1,995,000	95%	-	本件工事は設計変更であり,原契約と一体として発注等のことにより,現場管理責等の きるなど,現場管理をかの 計経費の節・現にする履行中の 工事に直接関連する契約者に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口		

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない 事由	随意契約によらざ るを得ない場合と した財務大臣通知 上の根拠区分	備	考
岐阜地家裁御嵩支部庁舎機 械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務 局長 村 田 斉 志 名古屋市中区三の丸1- 4-1	H22.7.16	朝日設備工業㈱ 岐阜市早田栄町4-28	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ本件工事は設計変更といる。 を持ち、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	6,216,000	6,195,000	100%		本件工事は設計変更であり,原契約と一体として発注等のことにより,現場管理とので発達すの諸経費の節減を契約履列を表す。現に連する契約を表す。以近にでは、現に連びであるとでである。	記1.(2) 口		
福井地家裁武生支部庁舎機 械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務 局長 村 田 斉 志 名古屋市中区三の丸1- 4-1	H22.7.26	テラオライテック(株) 福井県越前市本保町 8-5-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 イ本件工事は設計変更 契約でもいて現場計変更 といて現場ができていることができていることができている。 は設契的をしている。 はいることをはいるできている。 はいるではいるでは、 はいるが、 はいるでは、 といるでは、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと	6,667,500	6,132,000	92%	-	本件工事は設計変更であり,原契約と一体として発注等のことにより,現場管理費がで話経費の節減を図ることで中の計をできるなど,現関連する契約をできるなど、現関連すの契約に履行中の工事に履行中利であるため。	記1.(2) 口		
鹿児島地家裁加治木支部庁 舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局 長 平 田 豊 福岡市中央区城内1-1	H22.7.14	飛島建設㈱ 東京都千代田区三番 町2	会計会等102条の3第4項号 (金融 を 102条の3第4項号 (金融 を 102条の3第4列号 (金融 を 102条の3第4列号 (金融 を 102条の3第4列号 (金融 を 102条の3第4列号 (金融 を 102条の3)を (金融 を 1	6,471,500	6,447,000	99%		本件工事は設計変更であり, 原契約と一体として発注等の ことにより,現場管工と行動を 選別を がで を 記事に契約を 記事に契約契約 と 事に で 方事に で 方事に で 方事に で 方 の で 方 の で の で で で で で う の に 契 り の の の で で で う の で で う の で の で の で の で の	記1.(2) 口		

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない 事由	随意契約によらざ るを得ない場合と した財務大臣通知 上の根拠区分	備	考
判例体系一期版商事特別法 ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 小 池 裕 東京都千代田区隼町4- 2	H22.7.5	第一法規㈱ 東京都港区南青山2- 11-17	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は,出版元 からの販売に限られて おり,契約相手からの 直接販売に限られてい る。	-	1,940,372	-		当該物品は,加除式図書であり,当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)		
新判例体系公法編(541号)ほかの購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 小 池 裕 東京都千代田区隼町4- 2	H22.7.6	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23- 20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は,出版元 からの販売に限られて おり,契約相手からの 取りに限られている。		2,688,875	-	-	当該物品は,加除式図書であり,当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)		
平成22年度版「会員名 簿」の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4- 2	H22.8.9	日本弁護士連合会 東京都千代田区霞が 関1-1-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は,出版元 からの販売に限られて おり,契約相手からの 取免に限られてい るで、対している。	-	2,442,960	-		当該物品は,会員名簿であり,契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)		
新判例体系公法編(544 号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経 理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4- 2	H22.9.24	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23- 20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は,出版元 からの販売に限られて のい、契約相手からの はり、契約に限られてい るり、あり、ないではない。	-	2,846,445	-		当該物品は,加除式図書であり,当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2) 二 (二)		
八王子簡易裁判所で使用する 電気	支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 吉 戒 修 一 東京都千代田区霞が関 1-1-4	H22.8.11	イーレックス㈱ 東京都中央区日本橋 本石町3-3-14	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 ロ 随意契約によるとき は,時価にはべて著し く有利な価格をもって 契約をすることができ る見込みがあったた め。	-	3,501,095	-	-	新たな競争入札を行うことは,費用の面から損害の程度が大きく,競争に付することが不利と認められ,契約を結する価格をより,で著しとがな何を信が得られる世紀が得られる世紀が得られる世紀が得られるしたが、契約相手方と随意契約を締結するものである。	記1.(2) 口	単価	契約